

## 愛知県動物愛護推進協議会平成26年度第1回会議議事録

- 1 日 時：平成26年9月16日（火） 午後2時から午後4時20分まで
- 2 場 所：愛知県東大手庁舎 408会議室
- 3 出席者：(委員) 矢部委員（会長）、齋藤委員（副会長）、狩野委員、島田委員（代理出席 鶴田担当長）、高田委員（代理出席 柴田課長補佐）、土屋委員、牧野委員（代理出席 塚田主査）、宮本委員、村松委員、山本委員、脇田委員  
（事務局）生活衛生課 和久田課長、小野塚主幹、高柳課長補佐、山本主査、落合技師  
動物保護管理センター 山本課長

### 4 概要

#### (1) あいさつ

##### 【生活衛生課 和久田課長】

委員の皆様方には、お忙しい中、愛知県動物愛護推進協議会平成26年度第1回会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから、本県におきます動物の愛護と適正な管理の推進に、それぞれのお立場から御尽力をいただいておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、先般、愛知県動物保護管理センター知多支所長が動物愛護管理法で禁止しております愛護動物の遺棄を教唆したとの疑いにより書類送致されるという事例が発生し、委員の皆様にご心配をおかけしたことと思います。おかげをもちまして、本県の見解のとおり名古屋地方検察庁において当職員の不起訴が決定したところでございます。こうした事例が起こることは非常に遺憾なことではありますが、この事例が大きく報道されことによりまして、愛護動物の遺棄は犯罪であることの周知の一助になったのではないかと考えております。なお、この事例については、後ほど、改めて説明させていただくこととしておりますので、御意見等をお聞かせいただけますようお願いいたします。

また、本日は、矢部会長から爬虫類の取扱いに関する現状について、御講演をいただく予定としております。動物取扱業の中でも爬虫類を取り扱う業者は、特殊なところが多く、指導に苦慮する場合があります。爬虫類を取り巻く状況について、専門家の立場から矢部会長に御説明いただき、今後の行政による監視・指導の参考にしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、本日の会議では、愛知県動物愛護管理推進計画の平成25年度の進捗状況や今年度の動物愛護週間事業の予定等について説明をさせていただきますので、委員の皆様方におかれましては、豊富な御経験、御見識に基づき、専門的な視点からの御意見を願いますとともに、今後とも動物愛護施策の推進に関しまして、一層の御指導・御支援を賜りますよう、重ねてお願いしまして、開催にあたってのあいさつとさせていただきます。

#### (2) 議題

##### ア 愛知県動物愛護管理推進計画の平成25年度の進捗状況について

主査 山本 資料3により説明

(犬の放し飼い禁止の徹底について)

##### 【齋藤委員】

平成25年度の犬の咬傷事故件数が平成24年度より40件程増えているが、考えられる原因はあるか。

##### 【事務局】

近年、小型犬が増えたことにより、家庭内での事故が増えているように思う。小さな子供が家に遊びに来て、小型犬に咬まれるといった事故が増えた。従来は、外で散歩中に咬

まれる事故がほとんどであったが、近頃は犬のしつけの問題でもあると思う。指導としては、なかなか難しい。

(犬の登録・狂犬病予防注射の徹底について)

【土屋委員】

狂犬病予防注射数は減少しているが、接種率が上昇している。接種率はどのように出しているのか。

【事務局】

接種率は、狂犬病予防注射数を犬の登録数で割った数である。登録数については、死亡届けが出ていないこと等あり、正確な数値を出すのは難しいところもある。

【土屋委員】

この接種率の出し方だと、誤解を与える可能性があると思うので、検討いただければと思う。

【齋藤委員】

他の自治体では、どのように接種率を出しているのか。

【事務局】

厚生労働省でも同様の接種率の出し方をしている。実際の犬の飼養数は登録数とは異なるのではないと思うが、出せる数値としては、これしかないのだと思う。

(動物取扱業に対する監視指導の実施について)

【狩野委員】

第二種動物取扱業の立入検査数が届出数より2件多いが、何か問題があって立入検査をおこなったのか。また、視点VIの動物由来感染症に対する取組として、動物ふれあい教室等での動物に触れた後の手洗いについての啓発と説明していたが、動物を触る前の手洗いについても啓発を徹底して欲しい。

【事務局】

動物取扱業の件数については、県、名古屋市及び中核市の合計数のため、立入検査の理由等詳細は不明である。動物を触る前の手洗いについても、御指摘のとおり徹底してまいりたい。

## イ 所有者不明な猫の取扱いに係る問題事例への対応状況について

主査 山本 資料4により説明

【矢部会長】

おそらく環境省から遺棄の定義についての回答はまだないと思うが、いかがか。

【事務局】

正式な回答はまだないが、他の自治体からも、環境省に対し、地域猫活動をやっていくうえでも「遺棄」について定義して欲しいという要請があったようである。環境省では、定義は難しいが愛護動物の遺棄に関する基本的な考え方や遺棄の疑いと考えられる事例について整理していく動きが見られる。

【矢部会長】

遺棄の定義がまだされていないと思った理由は、8月30日、東京の法政大学でミシシippアカミミガメを規制対象にすべきかどうかをテーマにしたシンポジウムに環境省の動物愛護管理室の室長が来ており、カメの遺棄について、ミシシippアカミミガメを池に放すことが遺棄にあたるかを聞いたところ、定義が難しいと言っていた。猫はもちろん、他の愛護動物についても遺棄についての考え方を早急に決めなくてはならないと思う。愛知県としても独自に環境省の中部事務所等と連携して、ある程度、「遺棄」について決めて対応を始めた方がいいと思う。今後も同様の問題が起こってくるのではないか。私自身は、カメを池に放すことも遺棄と考えている。環境省動物愛護管理室長は、遺棄すること

によって虐待つまり、生きていく見込みがないのにも関わらず、そこへ放すことが遺棄であるかのようなニュアンスで話していた。しかし、カメの場合、池へ放してもそこで産卵等して生きていくため、そのニュアンスだと遺棄にあたらないという恐ろしいことになってしまう。遺棄の定義について、愛知県が環境省へ2度出向いて説明を求めてきたことは、お疲れ様でしたが、3度、4度と要望していった欲しい。

**【事務局】**

補足だが、新聞等では、「危険な場所に放していないから遺棄ではない」というような報道がされているが、一般県民の方が、極端なことを言えば、自分の飼っている動物を危険ではない場所に放せば遺棄ではないのかという人もいるが、あくまで今回の事例では、危険でない場所に放したことも含めて考慮し、個別に総合的に判断したものである。例えば、自分の飼っていた猫を動物病院前に放すことが、動物病院が保護してくれるため、危険な場所ではないから遺棄ではないと言ったのではない。遺棄にあたるかどうかは、個別に判断するものだが、報道ではそれが伝わっていないため、誤解を解くために説明させていただいた。

ウ 人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトアクションプランについて

主査 山本 資料5により説明

**【村松委員】**

マイクロチップのことで名古屋市の事業を紹介をさせていただく。名古屋市は、マイクロチップの推進を平成21年度から行っている。動物愛護センターから譲渡する動物では実費をいただき、マイクロチップを入れている。また、迷子の犬においても、希望者には返還時に実費でマイクロチップを入れている。一般市民には、犬と猫限定だが、マイクロチップを入れる費用補助を平成24年度からおこなっている。迷子になった時に戻れるようにするという取組みは以前からおこなっているため、名古屋市としては、これからも国の方針に沿って取り組んでいきたいと考えている。国から予算はいただけないとのことですが、名古屋市では進めている最中なので、これからも取り組んでいけたらと思う。

**【矢部会長】**

犬猫限定でやっていて、フェレットなどの事例はまだないのか。

**【村松委員】**

名古屋市では、犬猫に限っておこなっている。

**【矢部会長】**

保護されたフェレット等を返却する際、これまでマイクロチップをいれることはなかったのか。

**【村松委員】**

名古屋市では、フェレットの保護はしておらず、保護の対象しているのは、犬、猫、ウサギ、イエバトとニワトリである。

**【山本委員】**

犬猫の不妊去勢手術費用に対する助成制度はどのような状況か。

**【事務局】**

現在、県内14市町村が地域猫活動の不妊去勢手術に対する助成をおこなっている。元々、飼い犬・飼い猫に対して助成金を出していたが、徐々に地域猫活動においても不妊去勢手術に対する助成金を出すようになった。地域猫活動が盛んになってきて、愛護団体の要請を受け、現在は14市町村で助成金を出している。全額補助ではないが、県ではなく、各市町村がおこなっている。

**【山本委員】**

名古屋市は1万円ほど、獣医師会から5000円程だったか。

**【事務局】**

名古屋市は元々飼い犬・飼い猫の助成金があったことに加えて、なごやかキャットサポート事業があり、地域猫活動について名古屋市が一定の活動を認めたところについて、市が助成していると承知している。

**【山本委員】**

各市町村では、予算の都合があると思うが、今やるかどうかではなく、計画にあるのか。

**【事務局】**

各市町村独自の考え方による。市町村の間でも問題意識に差がある。県では、毎年秋頃に市町村担当者会議を開催しているので、そういった場で事例を紹介していきたいと思う。今日参加いただいている中核市にも助成制度がある自治体もある。

**【土屋委員】**

名古屋市獣医師会が、「地域猫とノラネコについての市民公開シンポジウム」を開催予定と聞いた。日時は、平成26年12月6日（土）午後2時から午後4時まで、場所は名古屋国際会議場でおこなう。

**【宮本委員】**

マイクロチップについて中核市及び名古屋市で推進しており、所有者明示のためにいいことだと思うが、マイクロチップを入れることで引き取られた猫の返還率向上に繋がっているのか。返還率が向上するという想定でマイクロチップの義務化を始めたのか。

**【狩野委員】**

マイクロチップは義務化する勢いでやっていきたいが、義務化はしていない。個人が飼い主責任を果たすということはある程度徹底すれば、殺処分数が減ると考え、今年からマイクロチップの事業を始めた。本当は義務化すると効果が上がると思う。飼い主は猫をきちんと責任持って飼って欲しい。とりあえず、責任を持ってきちんと自分の猫を飼うということをおよびの意識の中に啓発していきたいということで、マイクロチップを普及させていきたいと考えている。

**【齋藤委員】**

牧原プランについて、ひとつひとつできることをやっていくしかない。ペットもそういう形になってくれば自ずと責任が出てくると思うので、岡崎市のマイクロチップを入れることを進めていくことはひとつの施策としてはいいと思う。

**【矢部会長】**

愛護動物とは、どの範囲なのか。

**【齋藤委員】**

まずは犬猫を中心としてやっていき、徐々に広げていく。一度に全部、何もかもやっていくことは無理なので、周り道かもしれないが、ひとつひとつやっていくしかない。出来ることからやるしかない。世の中の進歩の方が早いので、行政が追いつかないのが現状だと思う。

**【矢部会長】**

出来ることをやっていくしかない。愛護動物の中にハムスターや小鳥等小型の動物もいるが、本当は全て個体識別して所有者を明示するべきだと思う。ただ、現実はどうするかは難しい。

- エ 平成26年度の動物愛護週間事業について  
各行政担当者 資料6により説明  
(意見等なし)

オ 爬虫類の取扱いに関する現状について

矢部会長 パワーポイントにより説明

【齋藤委員】

哺乳類ではアルビノは数万頭に1頭くらいの出現率と言われていると思うが、爬虫類でのアルビノの出現率はどれくらいか。

【矢部会長】

種類によるが、アオダイショウ・アカダイショウは1万頭に1頭より多いと思う。シマヘビ等は全く出ない。クサガメでは、1万頭に1頭より低い頻度だと思う。種類により、様々である。

補足だが、今年はカメの持込みが特に多く、ひどい状況である。どぶろっく（お笑い芸人）の人がマンションの8階からカメを落とした事件の影響で、今年はカミツキガメ・ワニガメが少し増えているのではないかという環境省の見解である。

(3) その他

(意見等なし)